

令和３年第１回笠松町議会定例会会議録（第５号）

令和３年３月19日笠松町議会定例会が笠松町役場議事堂に招集された。

- １．本定例会の応招議員及び不応招議員は、次のとおりである。

応 招 議 員

議 長	7 番	伏 屋 隆 男
副 議 長	4 番	尾 関 俊 治
議 員	1 番	間 宮 寿 和
〃	2 番	關 谷 樹 弘
〃	3 番	高 橋 伸 治
〃	5 番	川 島 功 士
〃	6 番	田 島 清 美
〃	8 番	岡 田 文 雄
〃	9 番	安 田 敏 雄
〃	10 番	長 野 恒 美

不応招議員

な し

- １．本日の出席及び欠席議員は、次のとおりである。

出 席 議 員

応招議員に同じ

欠 席 議 員

な し

- １．地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	古 田 聖 人
副 町 長	川 部 時 文
総 務 部 長	村 井 隆 文
企画環境経済部長	堀 仁 志
住民福祉部長	服 部 敦 美
建設部長兼水道部長	田 中 幸 治

教 育 文 化 部 長	足 立 篤 隆
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	那 波 哲 也
総 務 課 長	佐々木 正 道
企 画 課 長	山 内 明
住 民 課 長	赤 塚 暢 子
福祉子ども課長	花 村 定 行
水 道 課 長	天 野 富 三
教 育 文 化 課 長	田 島 茂 樹
郡教委学校教育課長	古 田 隆 洋

1. 本日の書記は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	平 岩 敬 康
書 記	早 崎 千 穂

1. 議事日程（第5号）

令和3年3月19日（金曜日） 午前10時開議

日程第1	第29号議案	笠松町新こども館建築工事請負契約の締結について
日程第2	第30号議案	令和2年度笠松町一般会計補正予算（第10号）について
日程第3	第31号議案	笠松町子どもの権利条例の制定を求める決議について
日程第4	第23号議案	令和3年度笠松町一般会計予算について
日程第5	第24号議案	令和3年度笠松町国民健康保険特別会計予算について
日程第6	第25号議案	令和3年度笠松町後期高齢者医療特別会計予算について
日程第7	第26号議案	令和3年度笠松町介護保険特別会計予算について
日程第8	第27号議案	令和3年度笠松町水道事業会計予算について
日程第9	第28号議案	令和3年度笠松町下水道事業会計予算について

○議長（伏屋隆男君） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおり定めました。

日程第1 第29号議案から日程第9 第28号議案までについて

○議長（伏屋隆男君） 日程第1、第29号議案から日程第9、第28号議案までの9議案を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

川部副町長。

○副町長（川部時文君） 皆さん、おはようございます。

それでは、追加議案の説明をさせていただきます。

今回2件ございます。

笠松町新こども館建築工事請負契約の締結について、そして令和2年度笠松町一般会計補正予算（第10号）についてであります。

まず、議案の1ページ、議案資料もついておりますが、併せて御覧いただきたいと思います。第29号議案 笠松町新こども館建築工事請負契約の締結についてであります。

本工事を施行すべく、地方自治法第96条第1項第5号及び笠松町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の第2条の規定により、笠松町新こども館建築工事請負契約の締結について、議会の皆さんの議決を求めるものであります。

3月10日に入札を行い、3月12日に仮契約を行っておりますが、契約金額は、消費税込みで1億4,850万円です。資料にも書いてございますように、予定価格は事後公表で行いましたが、落札率は83.23%でありました。

契約の相手方は、岐阜県各務原市神置町3丁目5番地の協和建設株式会社であります。

契約の方法につきましては、事後審査型の一般競争入札による電子入札で行いました。資料にありますように、4者が参加を希望しまして、4者とも入札参加いたしました結果、このような金額になりました。

事後審査型ということでございますが、その審査項目につきましては4点ございまして、まず、経営事項審査という県で共同でやっている審査がございまして、ここでの審査において、建築一式工事で900点以上の規模の事業者であるということ、それから岐阜圏域に本店、支店、または営業所を有していることで、笠松町の入札参加資格名簿に登載されていること、それから、過去10年間にこういった同種の契約を5,000万円以上の規模の工事を行っていること、あるいは現場代理人とか専任の監督技術者、または主任技術者を専任でここに配置できる、そう

いったことが審査項目になっておりまして、いずれも適格でありました。

工期は、本契約締結の日から令和3年12月31日までであります。

工事場所は、笠松町桜町93番地と95番地地内であります。

工事概要につきましては、先般の全協でもお話ししましたとおりですので詳細は省きますが、建築基準法上は2階建ての建物となっております。

それで、全協でも御説明しましたように、懇談会の意見を聞いて、いろんな御意見ございまして、それとかコロナ対策等を最終的な設計に組み入れました結果、設計額が予算を超えてしまいました。建築本体の部分のみで、そういったことで発注をさせていただきました。外構とか備付けの家具を除いて発注させていただきました。

先ほど申し上げましたように、今回の入札の結果が83.23%ということで、結果的には抜かなくても落札したかなという金額になりましたので、今後、その除きました部分を6月の定例会までにもう一度精査いたしまして、今提案させていただきました契約を変更するのか、あるいは別途発注するのか、変更したほうが経費等が安くなると思いますのでそうなると思いますが、また6月に提案させていただく予定ですので、よろしく願いいたします。

続きまして、2ページの第30号議案 令和2年度笠松町一般会計補正予算（第10号）についてであります。

今回、1,904万7,000円の追加の補正をさせていただきます。

3月3日の開会日以降に、年度内に予算を確保して事務を進めたい7つの事案が発生しましたので、今回提案させていただくものであります。

歳出のほうから御説明いたしますが、6ページをお開きいただきたいと思います。

第2款 総務費、第1項 総務管理費、第1目 一般管理費であります。

先般、町長のほうから議員ロビーでお話しさせていただきましたが、使用頻度の低い町長公用車、クラウンですが、これを廃止して、新型コロナウイルスワクチン接種の町民送迎など、そのほか多様な使途にも活用できるよう、ワンボックスタイプの公用車を配備するため必要な経費を406万円補正させていただきます。

なお、この事業繰越しで来年度まで継続いたしますが、繰り越す額は404万3,000円と今年度の予算の残を若干3万7,000円使わせていただきますので、その分も来年度に404万3,000円繰り越したいと思っております。

なお、現在の町長公用車につきましては、新たな今の提案した公用車が配備され次第、公売による廃止を予定しておりますので御承知おきください。

なお、この導入するワンボックスカーですが、環境への配慮と災害時の電源確保を目的にハイブリッド車の導入を予定しております。7人乗りで、装備的にはカーナビとかETC、バックモニター、ドライブレコーダー等を装備する予定であります。そのほかの金額は、登録諸費

用であります。

続きまして、第3款 民生費、第1項 社会福祉費、第1目 社会福祉総務費であります。こちらは社会福祉事業を目的とした指定寄附をぎふ農業協同組合から3月9日にいただきました。これを社会福祉基金に積み立てるため、積立金を13万7,000円増額させていただくものであります。

続きまして、第3目の老人福祉費でございますが、こちらは介護施設における防災等を目的とした改修事業に対し、国の補助が決定あるいは内定されたことによりまして、地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金を合計で1,262万円計上するものであります。

2つございまして、1つは一般財団法人グッデイ、昔、グッデイすぎないと言っていたところですが、こちらが浸水時に避難場所を確保するため、屋上への避難はしごをつける施設改修を行われますので、改修費用は807万8,000円かかるんですが、国の補助金の限度額が773万円ですので、この773万円を基準額どおり補正させて補助をするというものでございます。

また、社会福祉法人の高佳会ですが、こちらが感染症拡大防止のための個室化改修事業、これを行われますので、国の基準額どおりの助成をする予定です。5床整備される予定で、1床当たりの限度額が97万8,000円ですので、その5床分の489万円を補正して補助をするという内容でございます。2つとも100%国庫補助金で、町の持ち出しはございません。

それから、第2項の児童福祉費、1目 児童措置費でございますが、こちらは令和元年度の保育対策総合支援事業補助金、新型コロナウイルス感染症対策関係でございますが、こちらの精算に伴い、国への返還金を10万8,000円計上させていただくものであります。

続きまして、7ページの第4款 衛生費、第1項 保健衛生費、第2目 予防費でございますが、こちらはおととい質問が議員さん何人かからございましたが、内閣官房が構築する新型コロナワクチン予防接種記録システムの運用がされますが、その国のシステムへリアルタイムに町での接種記録を国へ出力できるよう、町が運用します予防接種台帳システム、健康カルテを改修するための情報センターへの委託料を100万円補正するものであります。

今回は、国のシステムへ出力できるよう町のシステムを改修するものでございまして、額的にはまだしっかりしておりません。予算づけで事業ができるようにするための補正でございまして、入力関係は次のステップでまた補正を予定しておりますので、国の方針が決まりましたらまた補正、または専決させていただきますので御承知おきください。全額、国の補助金で対応させていただきます。

第3目の健康増進事業費でございますが、こちらは令和3年1月に健康増進に関する連携協定を締結いたしました明治安田生命保険相互会社より、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により影響のあった地域住民等への支援への指定寄附金20万円がありましたのでこれを活用し、コロナ禍における新しい生活様式での健康教室の充実を図るための経費を合計で23万円計上さ

せていただくもので、離乳食あるいは健康教室を健康センターで行っているわけですが、こちらにシンクが4台ございまして、これに合わせてハンドブレンダー等を購入するものでございます。23万円かかりますが、20万円は寄附金で対応させていただく内容となっております。

続きまして、第9款の教育費、第2項 小学校費、第1目の学校管理費でございますが、こちら文部科学省の学習者用デジタル教科書普及促進事業に下羽栗小学校が音楽の教科に要望を上げましたので、音楽教室にネットワーク環境等を整備するためにその合計で94万6,000円計上するものであります。

小学校の教科書が改訂されたばかりですが、次の改訂が2024年度にあるわけなんです、次の教科書からは、デジタル教科書が並行して紙と併せて使われるようになりますが、その効果等を検証するための事業ということでございます。

今回の事業に当たりましては、二町教委が各学校に希望調査を行いまして、これを最終的に二町教委で重点校を選定しまして教科の調整を行った結果、下羽栗小学校が手を挙げたということの工事費等でございます。この事務経費は、音楽室へのアクセスポイントの設置工事、備品の関係につきましては、電子黒板、プロジェクター、タブレットの購入であります。

以上が補正内容でございます、4ページにお戻りいただきますと、繰越明許費の補正を追加で計上させていただいております。

7つの補正を今申し上げましたが、このうち公用車管理事業、それから地域介護・福祉空間整備推進事業、そして新型コロナウイルスワクチン接種事業、そして下羽栗小学校の管理事業につきましては年度内にできませんので、4事業は令和3年度への繰越しとなります。

なお、新型コロナウイルスワクチンの関係で、この補正以外に備品購入費の232万4,000円を追加させていただいております。こちらは、ワクチンを健康センター内で保管するため、冷凍用の非常用電源装置を確保すること、それから空気清浄機、サーキュレーター、接種会場用のワゴン等を今年度中にはちょっと調達できないということで、その分を来年度へ繰越させていただいております。

以上が、今回追加で提案させていただきました2点でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（伏屋隆男君） お諮りいたします。

第31号議案の提案理由の説明は省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第31号議案の提案理由の説明は省略することに決しました。

お諮りいたします。ただいま提案の第29号議案から第31号議案までの3議案につきましては、さきに提案されております議案に引き続き、議案番号の順に従い、質疑・採決を行うこととしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第29号議案から第31号議案までの3議案につきましては、さきに提案されております議案に引き続き、議案番号の順に従い、質疑・採決を行うことに決しました。

昨日に引き続き、第23号議案 令和3年度笠松町一般会計予算についての全般についての質疑に入ります。

長野議員の質問に対する答弁を求めます。

足立教育文化部長。

○教育文化部長（足立篤隆君） それでは、笠松小学校校舎の洋式トイレの設置状況についてお答えをいたします。

まず、普通教室が入っております南舎につきましては、1階から3階まで各階に2か所トイレがありまして、男子トイレには1基ずつ、女子トイレにつきましては、西側トイレには1基ずつ、東側トイレにつきましては2基ずつ設置されており、南舎には15基設置してあります。

中舎につきましては、1階から3階まで各階に1か所ずつありまして、男子トイレにつきましては1基ずつ、女子トイレにつきましては2基ずつ、多目トイレに1基設置されておりまして、中舎につきましては10基設置してあります。

通級教室が入っております北舎につきましては、1階西側トイレに1基、女子トイレに2基で、北舎には3基設置してあります。

合計で28基設置されておりまして、男子トイレには1基ずつ、女子トイレには1基ないし2基設置されているという状況になります。

〔挙手する者あり〕

○議長（伏屋隆男君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） そこで、今度のトイレの問題では下羽栗、やっぱりまだその中に必要で、たしか笠松小学校の、要するに放課後の学童保育については、学校の校舎の一部を使っているというふうに私は思っているんですが、笠松小学校については、その辺はどうなっているのか。そして、トイレの改修と言われたような気がするんですけど、そこじゃなかったらまた教えてください。

○議長（伏屋隆男君） 服部住民福祉部長。

○住民福祉部長（服部敦美君） お答えをします。

今回、令和3年度の予算に上げさせていただいた放課後児童クラブの笠松小学校のトイレなんですけれども、今、教育文化部長が北舎の西側に洋式があるとお話しされましたが、児童クラブにつきましては、東側のトイレを今回洋式に替えるということです。

○議長（伏屋隆男君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

川島議員。

○5番（川島功士君） 昨日帰ってから再度勉強しまして、まとめて幾つか質問させていただきたいと思いますが、以前からずっと疑問に思っていて、なかなか質問する場所がなくて、今日ちょっと議長に相談したら、いいんじゃないということだったので、取りあえず議会費のところで関連という形で質問させていただきますが、今、傍聴の受付というのは階段を上ったところに置いてあって、勝手に書いてポストに入れてここへ来るみたいな形になっているんですが、例えば、服装とか持ち物について規定が議場規程の中にあると思うんですが、そういうものというのは、今チェックされないで入ってくるという状況になっているんですね。

悪意がある方が来てもチェックができないということになっているわけなんですけど、今のところ、町の中に大きな問題もありませんし、この間起こったアメリカのトランプ大統領の民衆のような形のことは無いとは思いますが、あのままで笠松町としてはよいと思っておられるのかどうかということ。議会としては、議長中心にこれから議論をしていけばいいと思うんですが、町としてはどのように考えておられるか。ここの中には、町長はじめ町の幹部全員そろっているわけで、何かあってからでは遅いのではないかなあと思うので、ちょっとセキュリティの関係上、町側の見解を確認したいと思います。

それとすみません、順番に、結構たくさんあるんで申し訳ないですね。

22ページの、これもどなたか質問されておったと思うんですが、認知症の方の保険なんですね。この保険というのは、シールを貼られた方の対象ということだったんですけど、保険の額、どれぐらいの限度額があるのか、免責規定みたいなものがあるのかどうかということ、例えば以前も問題になったように電車を止めた場合、結構膨大な金額が請求来ると思うんですけど、どの程度まで補償をしていただけるかということについてお聞きします。

それから、23ページの障害福祉費の中のことばの教室なんですけど、一般質問の中でも話をさせていただいたんですが、こういった発達障害系の方とかいろいろな方がお見えになるんですが、ここの教室の中でタブレットを使って療育をしていくというようなことは考えておられないのかということを、今後そういうことは検討されてほしいと思うんですが、いかがお考えですかということです。

それから、24ページに移りまして、障害福祉費の中の就業支援事業というのが278万5,000円、2人分ということですが、これは一体どういう内容のことをやられているのかということと、実は就労を受け入れたいんだけどという企業さんが、これは笠松町内ではなかったんですが、相談を受けたんですが、そういうものを相談しに行く町の窓口というのはあるんでしょうかということです。

それから、25ページにある児童措置費の中の保育所施設改修補助金の中で、保育事務ICT

化環境整備ということで私が一般質問した内容だと思うんですけども、具体的にどのような内容のことをやられるのか教えていただきたいと思います。

このシステムを開発している事業者のリモートの会議に私と地域振興公社の職員と一緒に、理事長も一緒に3人でリモートの会議を受けたことがございますので、その内容について、どのようなことを考えておられるのかお聞きしたいと思います。

それと、26ページのこども館費の中で、運営事業委託料ということで地域振興公社に対する委託料が上がっていると思うんですけども、来年度新しくなることを前提にして、この運営事業を地域振興公社に任せていくのかいかないのかということを含んだ内容になっているのかどうか。変わればまた補正で上げればいいのかというふうに考えておられるのか、その辺はまだ決まっていないのかもしれませんが、どのように考えておられるのかということについてお聞きいたします。

そうですね。それから、今度飛びまして、37ページの消防費、水防費の関係なんですけれども、水防団のほうの水防事務組合の規約が変わって、水防団員と消防団員が兼務できるようになったという、できないという条項がなくなったというふうにお聞きしたんですが、例えば機能別消防団として、消防団のほうから水防団の方も協力していただきたいという話を以前の団長、その前の団長からも承っておったんですけども、そうすると実際、有事になったときに指揮命令系統が2系統になってしまうとかいろいろ支障も出てくると思うんですが、その辺のところを事前にもしやるとすれば、水防団と消防団と町と十分話し合わなければならないと思いますし、もともと消防団やらんでもええと思ったで水防団に入ったんやという人もお見えになるかもしれませんし、消防団やられておって、卒業した後に水防団に入られた方というのは御協力をお願いすればできるかもしれませんが、今は機能別消防団も人数がある程度そろわれて、OBの方で人数がある程度そろっておられると思いますが、足りなくなってから協議をしたのでは遅いと思うので、こういう時期に事前に十分話し合うべきではないかと思うんですが、そのお考えをお聞かせください。

それと、学校管理費の中で、今回笠松中学校が卒業式をユーチューブで配信をされました。配信をするに当たって、タブレットではユーチューブが見られないセキュリティー設計になっていたのので、その瞬間だけユーチューブを解除のことをして、それが終わったらまた元にフィルターを戻したということをお聞きしたんですけども、そのフィルターの中身についてはどのような設定がされているかということです。

実は中学校の子が3人、道路に座り込んでタブレットでゲームを毎日、今はちょっとなくなつたんですけど、この冬場の時期、毎日真っ暗になるまで、道端で3人ぐらいが座り込んでゲームをやっているということがありました。ゲームをやっていること自体私は何も言いませんでしたが、暗くなってから帰ると松枝のほうは家も閑散としてきますので、早く帰ったほうが

いいよという注意はしたんですが、なかなか1回、2回の注意では聞かずにずうっと続いたということもありました。

そういうさっきのセキュリティーの関係も含めて、今後、例えばT e a m s のほかにZ o o mを使いたいとかいうこともあるでしょうし、ゲームというのはどの程度のものがダウンロードできるのかということもありますし、アプリケーションの開発をしていただいたものを使おうと思ったときに使えないという設定では、また解除をしてもらったりということも必要になってくるかと思いますが、フィルターについてはどのような内容になっているのかどうかということです。

それと、今回一般質問でもさせていただいたんですけれども、発達障害のお子さんの合理的配慮について、タブレットがどの程度運用されているのか。例えば読み上げによる別室による試験であったり、イヤホンで読み上げしているのを聞けるようになっていたり、文字が色が変わってカラオケのように見えるようになっていたり、板書を映してデータを送っていただいたり、例えば宿題をタブレットのデジカメで撮影して、テキストをそれに印字して入れて印刷して提出しても提出したことになるのかとか、メールで返信すれば提出したことになるのか。どうも学校によって、タブレットで先生に対するメールでの宿題の返信を受け付けるところと受け付けていないところがあるというふうにお聞きしたんですけれども、その辺のところについてはどのような対応をされているのかということを質問させていただきます。

あと、学校管理事業全般についてなんですけれども、学校はまだL E D化が済んでいないんですが、確かにある程度、照明の照度は十分確保されているという話だったんですが、今後は、蛍光灯というのは時間がたてばたつほどどんどん暗くなっていきます。このまま放置していけば、例えば水銀が3%以上あるものについては、流通が完全に法律上ストップした状態になっていますし、そういうことであれば、何らかの補助金を探し出してでもL E D化というのはそういうふうに暗くなってしまう前に考えなければならない。子供たちの健康を守るためには大事な施策だと思うんですが、そのような予定について、町はどのように考えておられるかということについてお伺いをいたします。

それと、これもちょっとどこで質問していいか分からなかったんで全般の中でお聞きするんですが、予算議会のときに提案理由の4ページぐらいのやつを、町長の思いをつづったやつをいただくんですが、あの読み方、昔は縦書きの等幅フォントでした。横書きになっても、フォントが等幅のままなんですわねえ。ぱっと見ると、縦書きだか横書きだか分からない非常に読みにくい文章なんですけど、なぜその和文タイプのままの等幅フォントを御使用になっておられるのか。本来なら、プロポーショナルエンジンに変えていただいたほうが読みやすいと思うんですが、あそこにこだわる何か理由というのがあるのかどうかということについて、ちょっといっぱい質問しましたが、よろしくお願いいたします。

○議長（伏屋隆男君） 服部住民福祉部長。

○住民福祉部長（服部敦美君） では、お答えをします。

私のほうからは、4つほどあったかと思しますので1つずつお答えをさせていただきます。

まず、22ページの認知症高齢者民間賠償責任保険料のところでございますが、こちらは、保険の内容は他人にけがをさせたりとか、電車を止めてしまったりという内容なんですけれども、補償額は1事故について1億円までとなっております。

それから、続きまして23ページのことばの教室のことですが、今後タブレットを使った療育をというお話ですが、一般質問でもお答えさせていただきましたが、今現在はタブレットを使ってということはやっておりませんので、今後そういうことも検討していきたいと思っております。

続きまして、24ページの2つ目の丸の就労支援事業です。

こちらのほうは、障害者の方が、今就労支援のAとかBとかとあるんですけれども、なかなかそれが一般就労にも結びついていかないということがありまして、一般就労に結びつくように少し手厚く、その方に寄り添って訓練ができないかということで始めたものです。

内容的には、今1つの事業所で給食を作るためのいろんな箇所で実際作業をしてみえるんですけれども、なかなかこれが就労に結びつくかという点と難しいこともありまして、ただ今年度、就労に結びつきかけたんですけれども、やはりコロナの影響で事業所側が受入れが困難ということがありまして、ちょっと今就労に結びついていない状況です。

それから、25ページの保育事務のICT化のことについてですが、こちらは、ICTを使うことによって、保育士さんの事務の効率化ということで保育士さんの負担を軽減して、できるだけ保育に専念をというような目的で行います。

内容としましては、保育の計画であったり、記録であったり、あと保護者との連絡であったり、あと登園とか降園するときの管理を、今は手作業でやっているところをカードで、ICTを使って管理していくというような内容になっております。

それから、26ページのこども館の公社への委託料なんですけれども、令和3年度につきましては、一応完成が12月までにということで、年度内に何とか移転というようなことを思っておりますが、3年度につきましてはまだ現状のままで、今のこども館で公社のほうの保育士の先生方に同じような内容でというふうに考えております。私からは以上です。

○議長（伏屋隆男君） 村井総務部長。

○総務部長（村井隆文君） それでは、私のほうからは2点お答えをさせていただきます。

まず、1点目の議会の傍聴の関係でございますけれども、職員誰もというようなお話でございましたけど、総務課の職員が配置してございまして、そちらの者が受付の補助ですとか、あるいは何か外見上、厳格な項目でチェックを全部しているわけではないんですけど、外見上何

かおかしなとか不審なことがあればお声かけをして、お尋ねをしておりますながら対応しているというのが現状でございます。

続きまして、水防団の関係でお尋ねをいただきました。

こちら議員さんがお話ししてくださいましたように、右岸地帯水防事務組合の設置条例の一部改正がなされました。従来は、水防団員の資格といたしまして消防団員との兼務を禁止しておりましたが、ここでちょっと消防団員の種類についてお話をさせていただきます。

1つに基本団員と申しまして、全ての災害や訓練に出動をするというような種類の団員と、もう一つ、議員さんお話しくださいました機能別団員ということで、特定の任務にのみ従事するというので、こちらは火災の初期消火の関係でありますとか、あと大規模な災害が発生した場合の避難誘導等を担うというような2種類の団員さんがいらっしゃいます。その中で、水防団員と基本消防団員とは兼ねることができないというようなことで、機能別の団員の方は兼ねてもいいというような、近隣の自治体との取組の関係の中でそういった緩和といいますか、要件の改正がなされたところでございます。

それで、当町におきましては、機能別団員という種類の団員も条例上、これも川島議員以前に一般質問で御質問いただいて、平成30年4月からそういった機能別団員という方も制度上はございまして、今現在は、御紹介くださいましたように消防団OBの方が機能別団員として入団をしてくださいます、今現在6名の方が入団をさせていただいております。

それで、当町においてはそういった現状でございまして、発災時の指揮系統が分かれるんじゃないかというようなことでお尋ねをいただきましたが、そこまでの大きな指示になってきますと当然災害対策本部等が設置されて、そこでの判断の下でそれぞれの組織が動いていくということになるかと思いますので、そういった中でどこの組織に属して、どの支配下で動いていくということは明確になるんじゃないかというような認識を持っているところでございます。以上でございます。

○議長（伏屋隆男君） 古田学校教育課長。

○郡教委学校教育課長（古田隆洋君） では、私のほうから合理的配慮についてタブレットはどの程度使用されているかということ、それから宿題に関してのメール受付等の現状とか、それから今後のことということで、ちょっと幾つかあると思いますがお話をさせていただきます。

タブレットの導入は本当に急速に始まりまして、実際には12月に導入されてやっと使い始めたばかりということで、私ども教育委員会、それから学校現場もこれをどのように有効に活用していくかというところを研究しながら今進めているところでございます。

そんな中、国が進めるタブレットの目的では、個別最適化の学びということで、本当に子供たちがそれをいかに上手に使って学びに結びつけるかということが目的でございますので、来年度、学校には情報教育推進教員というのを置きまして、教員のスキルアップを目指す研修を

教育委員会を中心にやってまいりたいと思いますので、そこで子供たちにどんな活用がいいのか、あるいはどんなソフトやアプリを入れるのがいいのかというのを今後研究していきたいと思いますので、よろしくお願いします。

それから1つ、子供たちがいつも何か遅くまでタブレットでということについては、これはタブレットのルールというのを学校できちっと指導しなければいけないと思っていますので、また学校で子供たちに指導していきたいと思っております。以上でございます。

○議長（伏屋隆男君） 足立教育文化部長。

○教育文化部長（足立篤隆君） お答えをいたします。

私のほうからは学校管理の関係で、タブレット1人1台配備しまして、セキュリティー関係、フィルターの中身の設定でございますが、パッケージ上にエフセキュアというフィルタリングソフトが入っております、ウェブ上ウイルス対策をしております、セキュリティーの面で保障は一応されているのかなと思っております。

それからもう一点、小・中学校におけるLED化に関してお答えさせていただきます。

小・中学校の照明のLED化につきましては、今のところ笠松中学校の体育館はLED化しております。ほかの小学校の体育館につきましては、電球が切れたところからLEDに交換をしている状況でございます。

校舎につきましては、今年度なんです、各小・中学校の職員室をまず照明をLED化にします。今後、議員さん言われましたとおり、水銀灯等も、照明器具につきましてはメーカー等の生産中止により交換等が困難になることが予想されますので、こうした事態に学校活動に支障が出ないように課題を整理しながら、また補助金等を何かできないか調査・研究しながら、普通教室と特別教室については予算の範囲内にはなりますが、LEDに交換していきたい、そのように考えております。

○議長（伏屋隆男君） 堀企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） お答えさせていただきます。

私からは、町長が最初に説明をいたします提案説明書について、字体等々のお話をいただきました。

結論から申し上げますと、こだわりはない状況でございます。この横書きにしまして何年もたっておりまして、今までそういう御意見をいただいておりますのでそのまま継続してこのような字体等で実施をしてきておりますが、もし、また議会の皆様方から見にくいというようなお話がありましたら、より見やすいようには改善はさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（伏屋隆男君） 服部住民福祉部長。

○住民福祉部長（服部敦美君） すみません。先ほど、1つちょっと答弁が漏れておりましたの

で、お答えをさせていただきます。

24ページの就労支援事業のところで、もしそういう就労を受け入れたいという事業者があったらどこへ相談に行ったらいいかという御質問だったかと思いますが、この就労支援事業というのは、先ほど申しましたように、一般就労につなげるということで今の給食のところというお話をしましたが、その事業所にお支払いするのではなくて、その間に地域活動支援センターというところに間に入っていただいて、そこがいろいろ支援をしてくださるという、そこにお支払いするものなんです。

今の就労を受け入れたいという、働くところがどこに相談したらいいかということだと思っ
たんですけども、まずは町の福祉子ども課に御相談いただきたいと思いますので、お願いします。

〔挙手する者あり〕

○議長（伏屋隆男君） 川島議員。

○5番（川島功士君） 多岐にわたってありがとうございます。

傍聴の件は、ちゃんと見ておっていただけるということなので取りあえずは安心しましたが
れども、また今後、より一層安全な議会を求めて、いい方法があれば議会の中でまた議長を中
心に議論をしていきたいというふうに思います。

認知症のことは分かりました。

1億円までということで、大概の事故については行けるかなあとと思いますが、これについて
免責事項みたいなものはあるのでしょうか。例えば、10万円までは個人で払ってくれというこ
とは、そんなようなことはないでしょうかということ。こういう事故には払いませんよという
規定があるのであれば、どういうものが除外されるのかということについてもお願いをいたし
ます。

ことばの教室についても今後検討していただくということだったんですけども、学校のほ
うも一緒なんですけれども、実はデジリハというのが今非常に注目をされています。多動性
の子がその画面を見ていることによって、非常に落ち着きを取り戻すことができるというよう
な内容で、よく名古屋市科学館なんかで、こういう大きい部屋で金魚なんか泳いでいて、触
るとぴょっと動いたりとかということと、映像と実態とを兼ね合わせたようなイベントをやっ
ておられた。あれがパソコンの中でいろいろ動かせるということで、非常に有効であるとい
うことを今朝のNHKのニュースで見ました。

私もその程度のかじりで、ちょっとネットで検索しただけなのでまだ詳しいことは分かり
ませんが、そういう協会があって、近々そういうアプリを出すと、デジリハということを出
していくというようなこともネットで読みました。もし有効であれば、多動性の子たちが落
ち着いて授業が受けられるための訓練ということになれば、これはことばの教室を含めて
学校でもぜ

ひ活用できる可能性があるんじゃないかなあというので、検討をしていっていただきたいというふうに思っております。

就労支援の件については了解いたしました。

私もちょっとよく分らなかったので、取りあえず学校の校長先生を通じて、笠松町の方ではなかったで、今は岐阜市立の特別支援学校の就職担当の先生に直接御相談をさせていただいております。あとは、県立のほうの特別支援学校のほうにも、障害の方というのは本当に千差万別ですので、その事業所に合うかどうかというマッチングが一番難しいとのことでしたので、どこか学校の一つの何人かだけではなしにたくさんの人に当たってマッチングできるようなということで、県立のほうも相談できる窓口を今通じてお願いをしようと思っております。

それと、保育所のICT化環境整備ということで、これも私が一般質問したことなので、それを大体踏襲していただいている内容であれば十分分かっておるわけなんですけれども、本当に大事なのは、お子さん方とどれだけ保育士さんが触れ合えるか、関われるかということで、午睡チェックのために3分ごとに見て回るだけで保育記録を書く時間もないというようなことであつたり、先生のシフトの問題であつたりということを解決できるのであれば、多少の投資はモチベーションの向上でカバーできるのではないかなあと思いますので、ぜひ効率よく、モチベーションが上がるような運用をしていただきたいというふうにお願いをしておきます。

こども館のことは、よく分かりました。

取りあえず、再来年度に向けて考えるということによろしいでしょうかね。それでも、子供たちに不利益にならないように、ぜひともよろしく願いを申し上げます。

水防団の件は、了解いたしました。

取りあえず、現状は足りているということなんです、今後そういうことを考えられるかどうかということについては答弁がなかったんですが、その辺はどのように考えておられるかということですね。

それから、学校のネットワークのフィルターの件は、そういうことで先ほど、これも合理的配慮についても来年度以降考えていくということだったんですが、前も議会で発言したんですが、中学校に入って3年たつと卒業しちゃうんですね。大人が考えている間に子供たちがもうその対象から外れていってしまうんです。だから、来年度考えるのはもちろんいいんですが、来年度考えるが来年度中に何かを始めないと中学3年の子はもういないんですね。中学3年の子はもう高校入試に間に合わないということになってしまいます。以前もお話をしましたけれども、県立高校の入試に合理的配慮で別室による試験を受けようと思うと、通常の定期試験も別室による配慮を受けた試験を受けていないと県のほうが認めていただけません。なので、ぜひとも来年度早々から対応が必要な方については前向きに対応できるように来年度考えて、再来年度からではもう3年生の子は救えませんので、ぜひそういう形でお願いをしたいと思いま

すが、いかがでしょうか。

学校ＬＥＤのほうなんですけれども、まず職員室なんですね、ちょっと驚いたんですけれども。新しいところは、当然中学校は全部ＬＥＤというのはよく分かっているんですけど、多分一番効率の悪いのは、切れたところから替えていくというのが一番お金がかかります。一番お金のかかる方法だと思います。やるんなら補助金を使って一気にやるか、ほかの方法を考えたということのほうが町にとって負担が少ないと思います。出るお金は１灯ずつなんで安いんですが、結局積算すると高くなる。切れたところからやるというのが一番非効率な方法だと私は思っていますが、どうでしょうか。

それから、帰りのタブレットについては、またこれは笠中の生徒ですので、ぜひともタブレットの使い方というよりは下校の指導ということになるかもしれませんけれども、よろしくお願いをいたします。

提案説明の件は、何も言われたことなかったもんでそのまま来たというだけのことだったというふうに理解をしたわけなんですけど、もともと縦書きのときもプロポーション印字なのにあれだけ等幅間フォントを使っておられて、何でこれだけ和文タイプライターのままの文字なんだろうというふうにはずうっと思っていたんですが、なかなか聞くチャンスがなくて、ぜひまた議会のほうでも話し合いたいと思いますので、議長のほうによろしくお願いいたしますということで、ありがとうございました。

○議長（伏屋隆男君） 服部住民福祉部長。

○住民福祉部長（服部敦美君） それでは、認知症の賠償保険についてお答えをします。

今ちょっと分かっている範囲だけなんですけれども、一応、本人所有物の場合は賠償はないとか、あとはレンタル商品については対象外になるということしか、今のところは分かりかねます。

○議長（伏屋隆男君） 村井総務部長。

○総務部長（村井隆文君） すみません、漏らかしましてすみません。

消防団員の確保についてでございますが、こちらは定員との兼ね合いもございますが、現状におきましては、基本的に基本団員の皆さんで団員の確保を進めてまいりたいと考えております。

○議長（伏屋隆男君） 古田学校教育課長。

○郡教委学校教育課長（古田隆洋君） 議員さん御指摘のとおり、子供たちが卒業してしまっただけからでは遅いので、本当にできるところから早急に手をつけて取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（伏屋隆男君） 足立教育文化部長。

○教育文化部長（足立篤隆君） 小・中学校のＬＥＤ化の件につきましては、補助金等の今いろ

いろと調査・研究はしておったんですが、やはり大規模的なものにしか補助金つくことが今のところちょっと調査できておりませんので、そうするとまた多額の費用がかかりますので、今後につきましては、そういったこともまだそういったところで、修繕の仕方によって何かそういうことができないか研究しながら、計画的に今後は進めていきたいと思っております。

〔挙手する者あり〕

○議長（伏屋隆男君） 川島議員。

○5番（川島功士君） ありがとうございます。

すみません。長く質問してしまいまして申し訳ないです。

水防団・消防団の件は、それぞれの団員とよく話し合っ、町のためにいざというときに役に立つような組織をつくっていただけるようお願いを申し上げます。

学校のほうも、ぜひ子供たちのために前向きに検討していただきますように。

御答弁ありがとうございます。ありがとうございます。

○議長（伏屋隆男君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

尾関議員。

○4番（尾関俊治君） すみません。2点ちょっと聞かせていただきたいんですけど、これは私が言ったほうがいいんじゃないかということなんですけど、役場の各申請の押印廃止について、この考え、あと進捗状況についてお聞かせいただきたいということと、各種窓口の手料のキャッシュレスについて、これもやったほうが良いと思うんですけども、この考えと進捗状況についてをお聞かせいただけますか。

○議長（伏屋隆男君） 村井総務部長。

○総務部長（村井隆文君） それでは、私のほうからは押印の廃止等の見直しについてお答えをさせていただきます。

現在、笠松町におきましては、令和2年12月に国、内閣府のほうから示されました地方公共団体における押印見直しマニュアル、これに基づきまして洗い出し作業を進めておりまして、現在のところ、例規システムに搭載してございます736の例規のうち292に押印ですとか署名ですとか捺印というような用語が含まれております。こういったところの中で、例えば中には押印の根拠というものが、国の法令等により求められているものであるとか、都道府県の条例ですとか外部の機関により求められているもの、また当町の条例等慣行により求められているものというような状況にはございますので、そういった条件ごとに洗い出しと、あと検討を進めておりまして、それぞれの押印を求める趣旨の合理性の有無でありますとか、押印を求める代わりの手段、代替手段というようなことがあるかないかというようなことも含めまして、今事務の洗い出し作業を進めさせていただいているところでございます。

そういった中、議員さん御指摘のとおり、今回の見直しにつきましては、押印をなくすこと自体が目的ではございませんで、行政手続における住民の皆さんの負担を軽減して、皆さんの利便性を図ることが目的になっておりますので、この作業については今後積極的に取り組んでまいりたい、このように考えているところでございます。

○議長（伏屋隆男君） 堀企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） それでは、窓口手数料のキャッシュレス化についてでございます。

実は昨日、間宮議員のD Xの関係で御答弁させていただきましたD Xのプロジェクトチーム、若手で行うプロジェクトチーム、そこではデジタル技術やデータを活用して、町民の利便性の向上や事務の効率化を図ることを検討していくということでチームを発足いたしますので、その中でこのキャッシュレス化も含めて検討していきたいということを考えております。

また、現在、岐阜の連携都市圏でも既に協議というか、まだ勉強の段階ではありますが、各市町で研究をしております。現在の状況では岐阜市が進んでいるということで、岐阜市の取組を情報共有しようということで、岐阜市のI C T施策の中にキャッシュレス決済等の内容も含んで情報共有をしております。

まだ、今年度につきましては、コロナの関係で書面開催ということで集まっての会合はできておりませんが、その連携都市の中の市町の事例等も研究をしていきたいというふうで今進んでいるところでございます。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（伏屋隆男君） 尾関議員。

○4番（尾関俊治君） ありがとうございます。

やはりコロナということもありますので、これはぜひやっていただいたほうが、両方ともやっていたいただいたほうがいいと思います。

先ほど村井部長もおっしゃったんですけれども、押印廃止についてというのは手間を省くということです、時間が少しでもそれで確保できればいいのではないかと思いますし、あと手数料のキャッシュレスについては、やはり今、P a y P a yとかa u P A YとかいろんなP a yがあつたりとか、あとそれこそスマホ決済ですね、あとカードで決済するとかいろんな方法あると思うんですけれども、私もこの間、ここではP a y P a yできるかなというところ、財布持たずに行ったら現金しか駄目だということ、それで車に急いでお金を取りに行ったという記憶があるんですけれども、やはり今の時代そういったキャッシュレスがすごい進んでいますので、ぜひそういうことを進めていただければと思いますけれども、それに対する考えについて、町長意見いただければと思います。

○議長（伏屋隆男君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 押印廃止もキャッシュレスも自治体D Xに流れの一つであるわけであり
ますが、このいわゆる行政のI C T化を進めるに当たって、私2つ大きな柱があると思います。

1つは、このI C T化によって何を求めるかということです。

まずは、職員をはじめとする事務の効率化、そしていわゆる住民サービスの向上だと思えますが、やっぱり住民サービスの向上に軸足を移すと、それが一番ではないかと。我々のほうで、これである程度働き方改革で作業時間が減りましたよとか、事務作業が簡単になりました。これは確かにメリットはありますが、でもやっぱり一番いいのは、住民の皆さんがこれによって便利になる。例えば、申請にしても役場に行かなくてもできるようになった、判こが要らずにできるようになった、あるいはキャッシュレスで住民票とか戸籍謄本とか、様々なものもできるようになったと、小銭も要らないよと、そういったことをやはり優先して考えなきゃいけないという。

そして、それを考えるに当たって、我々行政の人間も意識改革をしなければいけません。幾らデジタル化といって、いわゆるI C T化といってアナログ思考のままでやっていたら、これは全然駄目であると思います。そういった面におきましては、これ多分、私が言うちょっとプレッシャーになるかもしれませんが、押印の廃止にしてもキャッシュレスにしても、こういった含めてスピード感を持ってやらないと。そしてまた、発想もアナログ思考で従来の手続云々、これ重要ですけど、我々行政にしては一丁目一番地ですが、そういうことよりもまず、どうやったらスピードにできるか、どうやったら新しいことができるか、そういうふうに意識を変えていかないと、はっきり言いまして行政が一番遅れています、民間企業と比べて。今どこどこでもキャッシュレスできますし、ダウンロードで、それこそスマホ一つで申請できる。そういった意味においては、やはり住民生活に直結している行政というのが、これは積極的にスピード感を持って取り組まなきゃいけない時代に差しかかっているんじゃないかと思います。

そういった意味におきましては、いろんな先進市町の実例も参考にしながら、また今、若手職員のモチベーションを上げるためにもいろんな意見を取り入れながら、もちろん議会の皆さんからもいろんなそういう提言を頂戴しながら、私の中ではこの施策というのは、自治体D Xというのは非常に重要な位置づけだと思っておりますし、多分ここにいる担当幹部職員も同じような気持ちでやっていただけたらと思っていますので、また議会の皆さんからもどんどんこういった質問なり提言をお願いして、一緒になって進めていきたいと思っていますので、よろしくお願い致します。

〔挙手する者あり〕

○議長（伏屋隆男君） 尾関議員。

○4番（尾関俊治君） ありがとうございます。

町長、ありがとうございます。

本当、先ほど言った自治体のDX、これに関してやはりこれはもうさっき町長も言われたけど、住民ファーストですね、住民ファーストがもう一番だと思いますので、それに向けてスピードと意識改革を持って頑張っていたいただければと思います。よろしくお願いします。ありがとうございます。

○議長（伏屋隆男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

長野議員。

○10番（長野恒美君） 2021年度笠松町一般会計についての反対討論をさせていただきます。

2021年度笠松町一般会計予算は、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ69億3,820万円です。前年度より3.42%の増で、昨年2月より新型コロナウイルス感染症による影響が現在も続いています。

2021年度から2030年度までの10年間の笠松町第6次総合計画を確認しました。人口減少や高齢化に向けての暮らし方も変化すると思いますが、町民バスの充実とともにデマンドタクシーの実証実験、空き家等適正管理事業、地域福祉事業、認知症対策の損害賠償保険の加入、こども館の建設、ごみ行政では、緑ごみの収集については混ぜればごみ、分ければ資源との観点では一歩進められたと考えますが、新ごみ焼却施設の工事の進捗と併せ、指定ごみ袋の有料化をはじめ、10月からの取組など実施しながら町民とともに考えられる姿勢は大切だと思います。

しかし、私は日本が朝鮮をはじめとするアジア諸国への侵略を行った戦争で、アジア諸国の人々2,000万人、そして我が国民300万人の犠牲者を出し、1945年8月15日の敗戦とともに二度と戦争をしない、軍隊を持たないと宣言した日本国憲法に基づいて、この憲法を尊厳した政治をつかさどることが正義だと考えますので、憲法9条に反する自衛隊員の募集に関わる事務が実施されていますので、この点で2021年度笠松町一般会計予算に反対します。

○議長（伏屋隆男君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

川島議員。

○5番（川島功士君） 第23号議案、令和3年度一般会計予算に対して、賛成の立場で討論させていただきます。

昨年度より、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、前回の緊急事態宣言の発令や飲食店などへの営業自粛、時短要請がされるなど、地域経済に多大なダメージを与え、当町の財

政にも大きな影響を及ぼそうとしております。

今後に多大な影響を受ける懸念が予想される中、当町の新年度予算概要を見ますと、町民税及び固定資産税が新型コロナウイルスの影響で減少すると見込み、町税全体として前年度比5.77%の減の予想となる中で、歳出における経常的にかかる扶助費などは年々増加傾向にあり、町の財政状況は引き続き厳しい状況に置かれておるという認識であります。

このような状況の中で提案された令和3年度当初予算は、新型コロナウイルスを終息させるものとしてワクチン接種を最重要課題として位置づけるとともに、第6次総合計画の初年度として、計画に掲げた基本構想の実現に向け、ウィズコロナを見据えた新たな生活様式へ対応した予算が計上されております。

子育て支援として、こども館が建築されるのに加え、各保育所にWi-Fi環境タブレットを配備し、保育記録や登降所管理などによるスマート保育園化によって子供たちと向き合う時間の確保とともに、放課後児童クラブのトイレの洋式化など施設環境の充実、学校の水泳授業における熱中症などのリスクマネジメント及び専門性向上とコスト管理に向けた民間委託など、安心して子育てのできる環境整備に取り組まれております。

また、住環境の整備として、長年懸案であった羽島用水パイプライン上部利用整備化を再開するとともに、新たな交通サービスを導入すべく、10月からデマンドタクシー運行の実証実験を実施するなど、交通環境の向上も目指しておられます。

また、緑ごみや資源ごみの拠点回収による再資源化を推進するとともに、家庭系燃えるごみなどの有料化によるごみの排出抑制を図るなど、以前にあまり明言されていなかったSDGsに対する考え方も、前向きな部分も見えてきました。

さらに、官民協働の推進として、今年2月に設立された笠松町プロモーション協会と連携した民間主導のイベント開催や、岐阜大学、岐阜聖徳学園大学、岐阜工業高校との学官連携も引き続き実施され、活力ある地域づくりが期待されております。

令和3年度一般会計の予算総額は69億3,820万円で、コロナワクチン事業をはじめ、将来像達成に向けたまちづくりにおいて、いずれも必要な事業を行っていくものであると考えられます。予算執行に当たり、住民視点を第一とし、事務事業の見直し、効率的かつ効果的な施策の実行とともに、住民ファーストの礎たる議会との真摯な議論を強く要望し、令和3年度笠松町一般会計予算に賛成をいたします。

○議長（伏屋隆男君） ほかに討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

これにて討論を終結いたします。

本件については起立により採決いたしたいと思います。

本件は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

ありがとうございます。

起立多数であります。よって、第23号議案は原案のとおり可決されました。

11時25分まで休憩します。

休憩 午前11時12分

再開 午前11時25分

○議長（伏屋隆男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

第24号議案 令和3年度笠松町国民健康保険特別会計予算についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第24号議案は原案のとおり可決されました。

第25号議案 令和3年度笠松町後期高齢者医療特別会計予算についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第25号議案は原案のとおり可決されました。

第26号議案 令和3年度笠松町介護保険特別会計予算についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第26号議案は原案のとおり可決されました。

第27号議案 令和3年度笠松町水道事業会計予算についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第27号議案は原案のとおり可決されました。

第28号議案 令和3年度笠松町下水道事業会計予算についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第28号議案は原案のとおり可決されました。

第29号議案 笠松町新こども館建築工事請負契約の締結についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

川島議員。

○5番（川島功士君） 工事請負契約そのものについては別に異議はないんですけれども、現時点の町有地についてはどのような処分をさせるつもりなのかお聞きいたします。

○議長（伏屋隆男君） 服部住民福祉部長。

○住民福祉部長（服部敦美君） お答えをします。

現こども館の今後につきましては、まだ現段階では何も決定はしておりません。

○議長（伏屋隆男君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第29号議案は原案のとおり可決されました。

第30号議案 令和2年度笠松町一般会計補正予算（第10号）についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第30号議案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。第31号議案 笠松町子どもの権利条例の制定を求める決議については質疑・討論を省き、直ちに採決を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第31号議案は原案のとおり可決されました。

閉会の宣告

○議長（伏屋隆男君） これをもって本会議に付議された案件の審議は全部終了いたしました。
よって、令和3年第1回笠松町議会定例会を閉会いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、これにて令和3年第1回笠松町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時32分

上記は会議の次第を議会事務局長が記載したものであるが、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

令和３年３月19日

議 長 伏 屋 隆 男

議 員 長 野 恒 美

議 員 關 谷 樹 弘